

加西市立賀茂小学校いじめ防止基本方針

加西市立賀茂小学校

1 学校の方針

本校は、学校教育目標を『こころ豊かな たくましい賀茂っ子の育成』とし、目指す児童像を「自分の考えをもち、表現する子」「自他を認め人を大切にする子」「たくましく挑戦し続ける子」の3つとして、児童の育成に取り組んでいる。

そのために、全校児童が安心して学校生活を送り、充実した毎日をすごすことができるよう、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は早期対応、適切かつ迅速に解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は加西市の南西部にあたり、周囲を田畠で囲まれる田園地域にある。ほとんどが市街化調整区域で新興住宅地が少なく、三世代が同居する家庭が多い。また、昔ながらの自治会組織が引き継がれ、在住者のほとんどがお互いを知っている地域が多い。

学校全体としては、大きな問題行動もなく、学習や生活の様子も落ち着いている。平成25年度から全学年単学級となった。教職員は、児童全員の顔と名前がわかり、情報共有は速やかに行える。児童においては、お互いよく気心が知れている反面、人間関係が固定化され、一度できあがった友達関係が変わりにくいという環境にある。

いじめについては、教職員が児童一人一人の学校生活や家庭環境の状況を把握し、児童の小さな変化も見逃すことなく、お互いに情報交換をしながら指導にあたり、未然防止に努めている。今後も教職員が児童と共に「いじめを生まない土壤づくり」に取り組むとともに、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の指導体制を構築し、包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

～いじめの定義～（「いじめ防止対策推進法」より）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在席する学校に在席している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

（2）未然防止及び早期発見・早期対応のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。いじめ、またはいじめが疑われる情報を把握した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、積極的認知に努める。そして、学校として迅速ないじめの解決に向けた対応を行うために、組織的対応について別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、加西市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを發揮し、学校が主体となって、常設のいじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する地域代表者である民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の判断により、加西市子どものいじめ防止等に関する条例に定める機関（「加西市子どもいじめ問題対策審議会」並びに「加西市いじめ問題調査委員会」）等に協力し、解決と再発防止に向けて迅速な対応を行う。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、保護者や地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会に保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

6 改訂について

令和6年3月 一部改定